

三豊市産業振興基本条例（平成 25 年 3 月 29 日） 条例第 5 号

歴史、文化、自然環境等多くの資源に恵まれた本市は、先人の努力により農業、漁業及び商工業において産業振興を果たしてきた。近年では、自然災害が少なく、土地が比較的安価であり、また高速道路や貿易港の整備により、多くの企業も市内へ進出し、地域の事業者とともに地域経済の活性化に寄与してきたところである。

しかしながら、日本の人口は、平成 17 年に減少に転じ、今後も産業を担う生産年齢人口が急速に減少していくことが予想される中、本市においても、産業構造の変化による後継者不足により、農業及び漁業を取り巻く環境は、深刻な状況に陥っている。商工業においても、長引く物価下落、国際競争の激化及び人口減少に伴う購買力の低下による売上高の減少によって、地域経済の疲弊が現実のものとなり、産業振興は国策のみならず本市の喫緊の行政課題となっている。

ここに、産業振興をまちづくりの礎とし、全ての人の協働により、産業振興を総合的かつ計画的に推進し、本市の発展と福祉の向上に資するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における産業振興に関する基本的な事項を定め、産業振興に関する施策(以下「産業振興施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、事業者の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、活力ある地域経済及び環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 産業を営む全ての者をいう。
- (2) 経済関係団体 商工会、農業協同組合、漁業協同組合その他の産業振興を目的として組織された団体をいう。

（基本方針）

第 3 条 産業振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済関係団体及び市民が協働して推進するものとする。

2 市及び事業者は、地域経済の活性化及び雇用の拡大に寄与するため、産業に携わる人材の育成に努めるものとする。

3 市及び事業者は、三豊の特性を生かし、事業者、教育機関、人材等の地域資源を積極的に活用して産業振興を推進するものとする。

（市の責務）

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、国、香川県その他の地方公共団体及び経済関係団体との連携を図りつつ、事業者の自主性を尊重し、産業振興施策を推進しなければならない。

2 市は、産業振興施策の実施に当たっては、事業者及び市民から意見を聴取するとともに、事業者の状況を的確に把握し、必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、産業振興を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市総合計画等との整合を図りながら、産業振興施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 販路拡大及び経営革新の促進
- (2) 産業を担う人材育成及び雇用確保
- (3) 農林水産業の担い手の確保及び育成
- (4) 新技術及び新製品の開発並びに知的財産の創造支援
- (5) 新規創業及び事業者の連携促進
- (6) 事業者の経営基盤強化及び経営健全化の支援
- (7) 観光資源の創出及び観光産業の振興
- (8) 伝統産業の技術継承
- (9) 事業者の受注機会の増大及び物品、役務等の市内消費の拡大
- (10) 前各号に掲げるもののほか、産業振興に必要と認められる具体的事項

3 基本計画の策定に当たっては、産業を取り巻く社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要を勘案して検討しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第9条に規定する三豊市産業振興審議会に諮問しなければならない。

5 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本方針及び基本計画に基づき、市及び経済関係団体が行う産業振興施策等に積極的に協力し、地域の産業振興に貢献するよう努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

第7条 経済関係団体は、基本方針及び基本計画に基づき、産業振興のための事業に自ら取り組むとともに、事業者の活動を支援し、共に地域の産業振興に貢献するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、産業振興が自らの生活をより豊かにし、地域の活性化はもとより、地域の存続に寄与することを理解し、市内での消費及び事業者の役務の利用等に配慮し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第9条 産業振興施策について重要な事項を調査し、及び審議するため、三豊市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第5条第4項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市の産業振興に関する重要な事項について審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済関係団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再委嘱されることができる。

6 審議会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第10条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(見直し)

第11条 市長は、この条例の有効性を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略